

13 公共料金等の軽減

1. 都立公園等の入場料免除

(1)対象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と介護者。

(2)施設名

次の都立公園では、窓口到手帳を提示すると無料で入場できます。

多摩動物公園、恩賜上野動物園、井の頭恩賜公園自然文化園、神代植物公園、浜離宮恩賜庭園、六義園、旧芝離宮恩賜庭園、清澄庭園、向島百花園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園、小石川後楽園、夢の島熱帯植物館、葛西臨海水族館など

※なお、都立公園駐車場で、手帳を提示すると無料で利用できる場合もあります。

2. 郵便料金の減額・免除

(1)盲人用郵便物

次の郵便物で開封のものは無料になります。

①盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの

②盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で所定の様式により点字図書館、点字出版施設など日本郵政の指定を受けたものから差し出し、又はそれらに差し出されるもの

(2)盲人用点字小包

盲人用郵便物として差出せない大型のもの等を小包にする場合、3kgまでのものは冊子小包料金の半額、3kgを超えるものについては一般の小包料金の半額。

(3)心身障がい者用冊子小包

図書館から障がい者に郵送で貸出し又は返送される図書の場合、冊子小包料金の半額。

(4)聴覚障がい者用小包

聴覚障がい者用ビデオを、日本郵便の指定する聴覚障がい者福祉施設と聴覚障がい者との間で発受する場合は、冊子小包料金の半額。

< 問合せ > 各郵便局

3. テレビ受信料の減額・免除

(1) 全額免除となる世帯

- ①身体障害者手帳を持っている人がいる世帯で、世帯員のすべての方が住民税非課税の場合
- ②愛の手帳を持っている人がいる世帯で、世帯員のすべての方が住民税非課税の場合
- ③精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいる世帯で、世帯員のすべての方が住民税非課税の場合

(2) 半額免除となる世帯 (障がい者の方が世帯主かつ契約者の場合)

- ①身体障害者手帳を持っている視覚障がい者又は聴覚障がい者
- ②身体障害者手帳1・2級を持っている身体障がい者
- ③愛の手帳1・2度を持っている知的障がい者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を持っている精神障がい者
- ⑤戦傷病者手帳を持っている戦傷病者 (特別項症から第1款症までの方)

(3) 申請の窓口

①身体障がい者・知的障がい者 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

②精神障がい者 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

③戦傷病者 東京都福祉局生活福祉部計画課 電話 5320-4076

< 問合せ > NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィス
電話 3343-1045 FAX 044-822-0005

4. 水道・下水道料金の免除

申請により、水道料金は基本料金を、下水道料金は1か月について8立方メートル以下の污水排出量にかかる料金が免除になります。

(1) 対象

児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている世帯と、生活保護による生活扶助等、各扶助の受給世帯に限る。

※障害者手帳を持っているだけでは支給要件に該当しません。

< 問合せ > 東京都水道局荒川営業所 〒116-0003 荒川区南千住6-40-1
電話 5850-1595 FAX 3802-2648

5. ふれあい案内(電話番号案内(104番)の無料利用)

視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、番号案内料を無料とするものです。ご利用には、事前に登録が必要です。

(1)対象

①身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

視覚障がい 聴覚障がい、

肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい) 1～2級

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい

②戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

視覚障がい(特別項症～第6項症) 肢体不自由(上肢)(特別項症～第2項症)

聴覚障がい(第2項症、第4項症)

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい(第1項症、第2項症、第4項症)

③愛の手帳をお持ちの方

④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

< 問合せ > NTT東日本 電話 0120-104-174

FAX 0120-104-134

6. 青い鳥郵便葉書

障がいのある方で希望される方に無料で「はがき」を配布します。

(1)対象

①身体障害者手帳1、2級

②愛の手帳1、2度

(2)内容

年1回、4月～5月に、申し込みにより20枚を無料で配布します。

< 問合せ > 各郵便局

7. 携帯電話料金の割引

(1)対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人。

(2)内容

携帯電話の基本使用料や各種サービス等の割引を受けることができます。

割引率や申込み方法等の詳細は、各携帯電話会社へお問い合わせください。

< 問合せ > 各携帯電話会社